

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十五日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一―一四

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二―二一）の一部を次のように改正する。

別表第二ホを次のように改める。

ホ 医療職給料表（二級別資格基準表

職種		職務の級	
獣医師 薬剤師	大学卒	修士課程修了 大学六卒	学歴免許等
			一級
			二級
			三級
			四級
栄養士 管理栄養士 衛生検査技師	短大卒	大学卒	大学卒
			一級
			二級
			三級
			四級
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 義肢装具士	短大三卒	大学卒	大学卒
			一級
			二級
			三級
			四級
歯科衛生士	大学卒		大学卒
			一級
			二級
			三級
			四級

その他				歯科技工士															
中学卒		高校卒		短大卒		短大二卒		短大三卒		大学卒		高校専攻科卒		短大二卒		短大三卒			
四		○		○		○		○				○		○		○			
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	二・五	二・五	一		一	○	四		二・五	二・五	一	一		
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	八	五	六	五	五	五	九	五	八	五	六	五		
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	十一	三	九	三	八	三	十二	三	十一	三	九	三		
る	別に定め	る	別に定め	る	別に定め	十五	四	十三	四	十二	四	十六	四	十五	四	十三	四		

備考 薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士及び歯科技工士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第六ホ中備考以外の部分を次のように改める。

医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等 修士課程修了 大学六卒	初任給 二級十七号給 二級五号給
薬剤師 獣医師	大学卒	

この規則は、公布の日から施行する。

附則

栄養士 管理栄養士 衛生検査技師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 義肢装具士	大学卒 短大卒 一級十五号給	二級五号給	大学卒 短大卒 一級十五号給	大学卒 短大卒 一級十五号給	短大三卒 一級二十一号給	短大三卒 一級二十一号給	短大二卒 一級十五号給	高校専攻科卒 一級十一号給	大学卒 二級五号給	歯科衛生士	歯科技工士	その他